

平成31年度石岡市スポーツ全国大会出場補助金交付要綱

平成31年4月17日

教育委員会告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるスポーツ振興及び競技力向上を推進するため、スポーツの全国大会等（以下「全国大会等」という。）に出場する個人及び団体に補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国民体育大会 日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県の三者共催で行われる大会をいう。

(2) 全国青年大会 日本青年団協議会が主催する全国大会をいう。

(補助金の交付対象となる全国大会等)

第3条 補助の対象となる全国大会等は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までに国内で開催される大会で、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

(1) 国民体育大会

(2) 全国青年大会

(3) 日本スポーツ協会又は同協会に加盟する中央競技団体が主催する全日本大会

(4) その他前3号の大会と同規模で開催される大会で、市長が特に認める全国大会等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 県大会以上の予選会、記録会又は選考会（以下「予選会等」という。）を経ずに出場するとき。

(2) 予選会等の当該競技出場者が少数（個人競技にあつては32人未満、団体競技にあつては8団体未満）であるとき。

(3) 出場する個人及び団体が、当該年度に市から他の補助金等の交付を受けるとき。

(4) 大会の主催者等から、出場に要する経費の2分の1以上の補助金等の交付又は同等の支援を受けるとき。

(5) 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が主催する大会に出場するとき。

(6) その他市長が不相当と認める大会に出場するとき。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助対象者は、前条第1項の全国大会等の要項等に定める登録選手（補欠選手を含む。）及び監督とする。ただし、登録選手が未成年のみの団体出場に限り、引率者1名（成人に限る。）を補助対象者とすることができる。

2 前項の補助対象者の要件は、市内に住所を有する者で、かつ、スポーツ団体に所属し活動している者とする。

3 同一人が、個人及び団体の登録選手・監督として重複申請することはできない。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、次に掲げる額とする。

(1) 個人出場の場合 1回につき10,000円（当該年度内2回を限度とする。）

(2) 団体出場の場合（引率者を含め6人以上に限る。） 1回につき70,000円（当該年度内2回を限度とする。）

2 前項の場合において、関東地区（1都7県）又は福島県で開催される全国大会等出場に係る補助金額については、前項各号に定める額の8割の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（団体にあつては代表者。以下「申請者」という。）は、全国大会等への出場が決定した日以降、全国大会等の競技日までに、スポーツ全国大会出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期間内の申請が難しいと市長が認める場合は、競技日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出することができるものとする。

(1) 大会要項

(2) 大会参加登録書又は大会出場者名簿（監督及び引率者を含む。）

(3) 競技団体からの代表決定推薦書（監督を含む。）又は大会出場がわかる書類

(4) その他必要書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 全国大会等への出場を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 全国大会等の開催期間が変更となった場合又は全国大会等の開催が中止となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認めるべき条件

(交付の決定の通知等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件をスポーツ全国大会出場補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、全国大会等終了後、速やかに、スポーツ全国大会出場補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会成績が分かるもの
- (2) その他必要書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、スポーツ全国大会出場補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、スポーツ全国大会出場補助金交付請求書（様式第5号）にスポーツ全国大会

出場補助金交付確定通知書の写しを添えて市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、別に市長の定めるところにより、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第9条1項の規定による通知を受けた後、スポーツ全国大会出場補助金交付請求書にスポーツ全国大会出場補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第10条の規定により実績報告を行う際に、補助金清算書(様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 全国大会等の出場を中止したとき、又は全国大会等が中止となったとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

(6) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、スポーツ全国大会出場補助金返納・返還命令通知書(様式第7号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第16条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者等に対し

てその理由を示すものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は，公布の日から施行して，平成31年4月1日から適用する。
(平成30年度石岡市スポーツ全国大会出場補助金交付要綱の廃止)
- 2 平成30年度石岡市スポーツ全国大会出場補助金交付要綱（平成30年石岡市教育委員会告示5号）は廃止する。